

【史料1】『朝日新聞』1951年1月1日

＜皇太子さま今後の教育どうなる・留学急がない＞日本の若きホープ皇太子さまも明けて満十七歳と十日の春を迎えられた……立太子式問題も当然考えねばならない時期とあって、若きプリンスをめぐる課題の多い年である。このうち重要な問題は、なんとといっても明春御卒業後の教育コースで、「大学で学生生活を送られるか」「皇太子教育のために特別制度をおつくりするか」「この機会に海外留学を執行されるか」といったことが問題となっており、早急にその決定がせまられている

【史料2】『読売新聞』1952年2月2日社説

皇太子の進学にしても、われわれ国民の側からは、皇太子が学習院のような特殊な貴族的学校ではなく、慶応や早稲田のような私学にでも通われた方が、親しみもあり皇太子にも幸福であると考える。ごく普通の教育を受け、そこに勉学する同年の若人がどのように生活し、何を考え、何を悦び、何を悩んでいるかをつぶさに知られてこそ、明日のよき天皇が形づくられてゆくはずである

【史料3】1952.2.22 衆院予算第一分科会 改進黨中曾根康弘

立太子の式は国家的な式典でありまして、国民ひとしくことほぐべき日だと思っておりますが、その日を国家の特別祝日として、国民が全部これをお祝い申し上げる……その式典には、国民のできるだけ多くの階層の代表者を網羅してお祝い申し上げるのが好ましい……次の国家の象徴となられた方でありますから、ラジオやその他を通じて、あいさつといたしますか、そういうようなものがある方が、人間皇太子という感じにおいても、国民に非常に親しみを持たせるのではないかと思うのです……イギリスにおける皇室と国民との関係、ある程度までうわらしい人情味を持った関係にしなければ、天皇制というものは……永続し得ないというおそれすらわれわれは抱いておるのであります

【史料4】1952年1月31日衆院予算委員会 中曾根発言

現天皇が一貫して平和論者であつて、戦争の形式的責任がない……[しかし戦争についての]天皇の人間的苦悩が、外からの束縛によってほぐされない状態であるならば、この束縛を解くことが、古くして新しい天皇制にふさわしい……もし天皇は御みずからの御意思で御退位あそばされるなら……最後の機会として、平和条約発効の日が最も適当であると思われる……皇太子も成年に達せられ、戦死者の遺家族たちにもあたたかい国家的感謝を捧げ得ることになった今日、天皇がみずから御退位あそばされることは、遺家族その他の戦争犠牲者たちに多大の感銘を与え、天皇制の道徳的基礎を確立し、天皇制を若返らせるとともに、確固不拔のものに護持するゆえんのものであると説く者もあります

【史料5】『読売新聞』1951年12月23日 矢部貞治発言

いろいろ目の前にある心配がなくなって、それから平和条約もできて独立国として新しい気持で国際社会に出て行こうという時ちょうどはつらつとした皇太子も成年に達せられた時期であるし、こゝらで天皇が退位されて新しい皇太子を立てゝ行こうということは日本の将来という点からいって……考慮に値する

【史料6】渋沢信一外務次官記「戴冠式え御名代派遣の件」(外務省外交史料館蔵)

デ大使[イギリス・デニング大使]は representative の人選は女皇にお知らせする迄は外部に漏れぬ様にしてくれとの要求であった。次官から招請のあった事も秘密にすべきやと問うた処、この手続は confidential と口いていないから、その点は日本政府で決められたらよい。併し新聞に知れたらウルサイと思うと云ったので、当分は堅く外部に知らさぬ事にしておこうと答えておいた。招請のあった事が他国に於て発表された場合、日本が黙って居ると差別待遇を受けて居る様で面白くないから、その様な場合には一応英大使宛に通知した上で発表したらよいであろう。又もし議会にかけるとなればいやでも公表せねばならぬ。だから人選の点でも一応内定の上は外に漏れぬ内に保付で英に内報しておく方がよいと考えられる

【史料7】「公事」について

御名代御差遣は、国務としたい。従つて費用は国庫より支出することになるであろう。国務であるとの根據については、憲法第七条第十項の「儀式」を援用することは面白くないので、陛下が従来日本国の象徴として外国元首と御親電の交換等の事実上の行為をしておられるので本件を事実上の国務とするようにもって行きたい (1952.9.27 渋沢信一次官)

一、御名代の御差遣を、憲法第七条の国事とせず、事実上の国事一公事一とすることを再確認した。

二、皇太子殿下の旅費は、旅費法の適用外におき、行啓費として宮廷費より支出する

三、この費用は、補正予算に間に合わないから、予備金から支出されることになる

【史料8】1952.11.15 法眼晋作欧米局第四課長

殿下御一身の御見聞上は素よりのこと、将来の国交の大局上左の各項に掲ぐる理由により、西独にも御巡遊相成ること然るべしと存ぜらる。

- (1) 西独の御訪問を取止めらるゝ理由は、第一に両独の統一未だならず……法律上英、米、仏の占領下にある事実によるものと思せられるが、(一)両独の統一の如きはこゝ当分見込みなく、(二)……来春春までには各国の批准を了し、効力の発生する公算極めて大である……(三)況や日本は西独とは正式の外交関係を有し、大使交換を決定している。以上、西独が現在法律上占領下にあることは、殿下の御訪独を取り止められる充分の理由とはならぬであろう
- (2) 西独御訪問を取り止められる第二の理由は、過去においてドイツがとった対日政策等に起因する日本人の一部の漠然たる反独感情に根ざすものあるべしと推測せられるところ、今日の西独は少なくとも……昔日のドイツにあらずして西欧諸国と協力する確固たる意思を有し……自由国家の一員として進んで日本からヂェスチュアーを示すことは決してその意義少しとしない
- (3) 三国同盟は失敗であったことはいうまでもないが、ソ連を対象とする防共連けいはこれを否認する理由なきのみならず、将来ソ連の侵略を防止する観点からいえば、ソ連の西方国境に対する不断の圧力を必要とすることは自明の理であって、ここに将来の日独協力が意義を存する……皇太子殿下が西独のみを御訪せられぬことは、将来の対独政策に暗影を残すことを惧れる
- (4) 西独の経済発展は一つの奇蹟とさえ云われるところであって……今日の経済発展を来している事実を若く御感受性のある皇太子殿下が直接見聞せられることは、日本が勤勉にのみ頼って国運を復興せねばならぬ事実を徹して其の意義甚だ大なりと思せられる

【史料9】1953.7.30 原田健駐イタリア大使

日本の存在そのものすら忘れがちである折柄、殿下が日本の姿を各国民の脳裡にはっきり印象付けられたことは、我が外交史上特筆すべきことである

【史料10】「戴冠式取材記者の渡航について」

本省としては、報道の重要性に鑑み、一名でも多く渡航できるようこれに協力する建前がある……政治的に言うならば外務省が抑えると云うことは極めてマズイと思う。之は新聞社の良識にまっぴら自発的に数を制限してもらう以外方法はないと思う

【史料11】『朝日新聞』1953.3.30社説

日本が敗戦からようやく立ちあがり、その動向が世界の注視をあびている今日、この国際社会の盛儀に列せられることは、国民として、うたた感慨なきを得ない……必ずや清新な日本を印象づけるであろう……日本に対する不幸な記憶を打ち消し、新たな理解を生むきっかけとなることが期待されるのである……この機に各国民の性格と実状を身をもって感得されることである……皇太子が日本の「象徴」としての任務を尽くされる修業のうえに、日本と比較してこれを理解されることは大いに有用であろう

【史料12】『毎日新聞』1953.3.30社説

将来、日本の象徴という地位につかれる皇太子にとって、今度の御旅行は重要な社会科であろう……天皇は[ヨーロッパ]旅行から非常に民主的な影響をお受けになったのである。しかし、残念なことには、当時の日本の情勢が天皇のお考えをそのまま表明することを許さなかった。皇太子様は、それがおできになる立場にある